

岩手県告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、荒川土地改良区（下閉伊郡山田町）及び豊間根川土地改良区（下閉伊郡山田町）の合併を認可した。

平成20年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 合併により設立する土地改良区 山田町土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区 荒川土地改良区及び豊間根川土地改良区